（翻訳）

タイ王国大阪総領事館
告示第 4/2564

大阪府、京都府、兵庫県の緊急事態宣言期間中の窓口業務時間変更の延長について

2021年1月14日にタイ王国大阪総領事館が発行した大阪府、京都府、兵庫県の緊急事態宣言に伴う2021年1月14日～2月7日の窓口業務時間変更に関する告示第2/2564に基づき、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染状況が改善されていないため、2021年2月2日に日本政府が大阪府、京都府、兵庫県を含む10都府県を対象とした緊急事態宣言を2021年3月7日まで延長することを発表しました。

日本政府の方針に従い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、タイ王国大阪総領事館は下記の通り、勤務時間および窓口業務の変更期間を2021年2月8日～3月7日、又は日本政府による大阪府、京都府、兵庫県の緊急事態宣言解除が発表されるまで延長致します。

■勤務時間：09：30～16：30

■受付業務：09：30～11：30　及び　13：30～14：30

■受付業務内容

1. パスポート更新・緊急渡航書（Emergency Travel Document）の申請
2. 国民身分登録証の更新
3. 戸籍の申請（出生証明書・死亡届証明書）
4. 書類の認証申請

上記1-4の申請をご希望の方は、必要事項を明記の上、申請の希望がある旨をメール、又は電話にて事前予約を行ってください。

●メールアドレス：rtcgosaka.consularsection@gmail.com

＜必要事項＞

① 氏名

② 申請内容

③ 電話番号およびご都合の良い電話時間帯もご記入ください。担当者が電話にて受付日時の調整について連絡申し上げます。

●電話：06-6262-9226又は06-6262-9227（電話の受付時間：14：30～16：30）

5. 査証（ビザ）：申請時間09：30～10：30／受取時間13：30～14：30（申請日の2営業日後）
申請の事前予約 http://thaiconsulate-visa.jp/vabo/index.php/en/

■タイ国籍を有する者のタイ帰国許可書申請

詳細はタイ王国大阪総領事館のホームページ及びFacebookよりご確認ください。

■電話での問い合わせ：06-6262-9226又は06-6262-9227（電話の受付時間：14：30～16：30）

■タイ人保護案件について（重症.死亡の場合のみ）：領事部の緊急用ホットライン090-1895-0987にて24時間対応します。

大阪府の緊急事態宣言期間中は事前予約された方の受付を優先致します。ご来館の際は必ずマスクをご着用ください。

新型コロナウイルスの感染を防ぐため、緊急を要しない案件、例えば、結婚・離婚・養子縁組・委任状・認証の申請をご希望の方は、申請の延期を検討するようお願い申し上げます。

なお、関西及び四国在住のタイ人の方々には日本政府及び自治体の要請・対策に協力するようお願い申し上げます。また、関連情報については下記の在日本タイ政府機関の URL よりご確認ください。

1. タイ王国大阪総領事館

1) ウェブサイト：http://www.thaiconsulate.jp

2) フェイスブック：สถานกงสุลใหญ่ ณ นครโอซากา タイ王国大阪総領事館 (https://facebook.com/rtcgosaka)

2. 在東京タイ王国大使館：

1) ウェブサイト：http://site.thaiembassy.jp/

2) フェイスブック：สถานเอกอัครราชทูต ณ กรุงโตเกียว ประเทศญี่ปุ่น

在東京タイ王国大使館 (https://www.facebook.com/rtejapan/)

3) Twitter @rtetokyo (https://twitter.com/rtetokyo?lang=en)

3. 在福岡タイ王国総領事館

1) ウェブサイト：http://www.thaiembassy.org/fukuoka

2) フェイスブック：สถานกงสุลใหญ่ ณ เมืองฟูกูโอกะ Royal Thai Consulate-General in Fukuoka

3) Twitter @RTCGFukuoka (https://twitter.com/ThailandFukuoka)

2021 年 2 月 3 日

タイ王国大阪総領事

クリット・タンカナラット